

SHARING TECHNOLOGY

シェアリングテクノロジー株式会社

証券コード：3989

第16期 定時株主総会招集ご通知

日時

2022年12月22日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会
2階 201号室

(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください)

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会にご出席を検討されている株主様は、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席を見合わせていただくようお願いいたします。

体調不良と見受けられる株主様は、ご入場をお断りする場合がありますのでご了承ください。

また、本株主総会では、お土産のご用意はございません。

なお、本年は、感染症拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が減少いたします。詳細につきましては、3頁の「新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について」をご覧ください。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第16期定時株主総会を2022年12月22日に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けさせていただきます。
今後も引き続き変らぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役CEO 森吉 寛裕

MISSION

新たな仕組みで、安心な暮らしを、

私たちは、「お困りごと」が発生したとき
少しでも早く安心していただく、
また当社のサービスがあることで「お困りごと」が起きても大丈夫と
安心して暮らせる、そんな世界を目指します。
これまでもこれからも、
社会のニーズにあわせサービスを進化させ続けます。

証券コード：3989
2022年12月7日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
シェアリングテクノロジー株式会社
代表取締役CEO 森吉寛裕

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」の記載内容をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年12月21日(水曜日)午後6時までには到着するようご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申しあげます。

詳細につきましては、4～5頁の「議決権行使についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月22日(木曜日)午前10時(午前9時30分受付開始)
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 201号室
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第16期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期(2021年10月1日から2022年9月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

以上

1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - (1)事業報告「財産及び損益の状況」「会社の新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - (2)連結計算書類「連結財政状態計算書」「連結損益計算書」「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - (3)計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - (4)監査報告書「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本」
3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただきます。
4. 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.sharing-tech.co.jp/>

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

- ・本定時株主総会会場におきまして、開催日現在の状況に応じ、役員及び運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染症拡大防止のための措置を講じてまいります。また、ご来場の株主様におかれましても、検温やマスク着用をお願いする場合がございます。
- ・本定時株主総会会場におきまして、間隔をあけた座席配置などの検討をしており、例年よりも座席数が減少する見込みです。
- ・本定時株主総会におきましては、感染症拡大防止のため、例年より開催時間を短縮させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただく場合がございます。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力、書面郵送またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会にご出席を検討されている株主様は、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席を見合わせていただくようお願いいたします。

議決権行使 についてのご案内

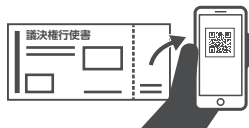
後記の株主総会参考書類をご検討いただき、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できる限りインターネットまたは書面により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

事前にご行使いただける場合

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年12月21日(水曜日)
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2022年12月21日(水曜日)
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2022年12月21日(水曜日)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年12月22日(木曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について
その他のご照会

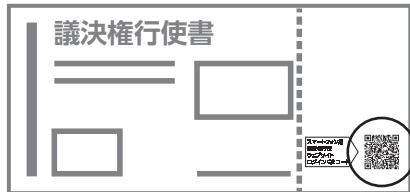
☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

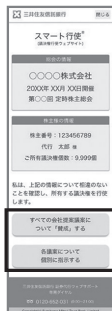
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

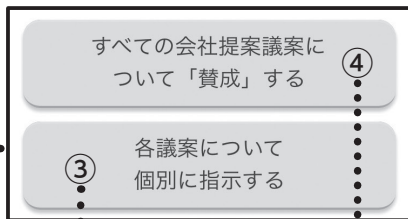


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



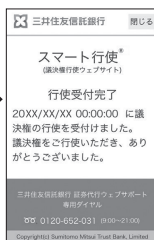
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

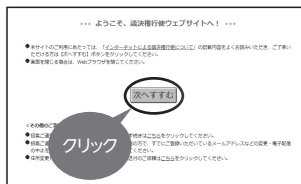
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

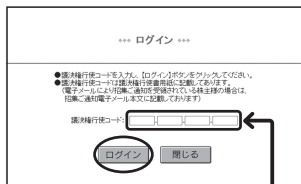
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

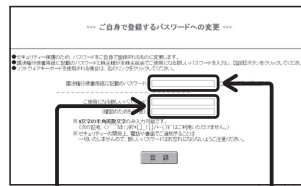


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

パスワード

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 将来の事業活動の多様化に対応するとともに、当社の現状により即した目的に整理するため、現行定款第2条（目的）の目的事項を変更案のとおり整理・統合するものであります。
- (2) 事業環境の変化に対応しつつ、迅速な経営の意思決定を行う体制を継続するため、取締役の階層を減らすことを目的に、現行定款第21条（代表取締役及び役付取締役）の役付取締役の地位を一部削除するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結のをもって効力が発生するものいたします。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次のとおりとする。</p> <p>1 <u>インターネットのシステム開発、販売</u></p> <p>2 <u>インターネットのポータルサイト開発、運営</u></p> <p>3 <u>情報提供、収集、広告、宣伝に関する業務</u></p> <p>4 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>5 損害保険代理店業</p> <p>6 労働者派遣業</p> <p>7 有料職業紹介業</p> <p>8 宿泊業</p> <p>9 総合レンタル業</p> <p>10 電気通信に関する業務</p> <p>11 仮想通貨に関する業務</p> <p>12 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の目的は次のとおりとする。</p> <p>1 <u>暮らしのお困りごと解決サービス事業</u></p> <p>2 <u>暮らしのお困りごと解決のための仲介サービス及び斡旋並びにこれらに関するインターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス事業</u></p> <p>3 <u>建設業</u></p> <p>4 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>5 損害保険代理店業</p> <p>6 <u>電気通信に関する業務</u></p> <p>7 <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u></p> <p>8 <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>9～12 (削 除)</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長1名を定めることができる。</u></p>
(新 設)	<p>(附 則)</p> <p>1 <u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>2 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

1. もりよし のぶひろ 再任
森吉 寛裕 (1989年8月29日生) 所有する当社の株式数 3,000 株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年4月 株式会社ジャフコ 入社
2018年4月 当社 入社
2018年12月 当社 取締役CFO 経営戦略室長就任
2019年2月 当社 代表取締役 共同経営者就任
2019年12月 当社 代表取締役CEO就任 経営全般担当(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 森吉寛裕氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

かたやま よしたか
2. 片山 善隆 (1985年10月31日生) 再任

所有する当社の株式数 0 株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008年 4 月 株式会社三井住友銀行 入行
- 2011年 5 月 株式会社高木製作所 入社
- 2014年 8 月 アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 入社
- 2018年 8 月 当社 入社
- 2019年10月 当社 執行役員就任
- 2020年12月 当社 取締役 ソリューション事業部長兼コネクト事業部長就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 片山善隆氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

うえだ えいさく
3. 植田 栄作 (1991年1月8日生) 再任

所有する当社の株式数 0 株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2010年12月 当社 入社
- 2018年 8 月 当社 取締役 マーケティング事業部長就任
- 2021年 7 月 当社 取締役 Web事業部長就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 植田栄作氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の会社法上の取締役であり、被保険者は、保険料を負担しておりません。被保険者が業務遂行に起因として負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

なお、本議案は発行済株式総数及び純資産額を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数や1株当たり純資産額に影響を与えるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1)減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金1,309,168,600円のうち1,299,168,600円を減少して、10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、新株予約権の行使に伴い株式が発行されることにより増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(2)資本金の額の減少の方法

払戻しを行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3)資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年12月23日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

上記1. の資本金額の減少の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき以下のとおりその他資本剰余金の一部を減少させて繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、上記(2)により増加するその他資本剰余金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

(1)減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,299,168,600円

(2)増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,299,168,600円

以 上

(添付書類)

事業報告

第16期 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症に関する行動制限が段階的に緩和され、経済活動は穏やかに回復の兆しをみせてまいりました。一方で、足元では資源価格の高騰や急激な円安の進行などの影響もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、『暮らしのお困りごと』事業に戦略的に経営資源を投入することで、持続的成長に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績につきましては、売上収益は4,429,056千円(前年同期は3,531,670千円、前年同期比25.4%増)、営業利益は401,531千円(前年同期は1,130,795千円の営業損失)、親会社の所有者に帰属する当期利益は472,680千円(前年同期は1,119,229千円の親会社の所有者に帰属する当期損失)となりました。

なお、当社グループは、『暮らしのお困りごと』事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

売上収益	4,429,056千円
営業利益	401,531千円
親会社の所有者に帰属する当期利益	472,680千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は19,871千円であります。主な設備投資としましては、当社オフィスのレイアウト変更に伴う内装工事によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sharing-tech.co.jp/>)に掲載しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な経営課題と認識し、事業展開を図る方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① WEBを中心とした集客力の向上

当社の『暮らしのお困りごと』事業では、ポータルサイト『生活110番』とジャンルごとの専門性が高いバーティカルメディアサイトの運営を主として行っております。

今後、当社がさらなる集客力強化を図るためには、リスティング広告(注1)を始めとする有料広告経由及びオーガニック検索(注2)経由の流入を強化することが不可欠であると認識しております。

この課題に対応するため、当社ではサイトの再構築、UIの強化、コンテンツの拡充及び流入経路の拡大により、より一層の集客力強化を図ってまいります。

- (注) 1. リスティング広告とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、その検索キーワードに連動して表示される広告を指します。
2. オーガニック検索とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、表示される検索結果のうちリスティング広告等の広告枠でない部分を指します。

② 優良な加盟店ネットワークの拡充

当社は、現在全国に6,118店(2022年9月30日時点)の加盟店ネットワークを築いております。今後より一層のサービス向上のために、お客様満足度の高い加盟店との関係性を強化することが重要であると考えております。

そのため、お客様の満足度調査や調査結果のフィードバック等を実施するだけでなく、日々の加盟店とのコミュニケーションを密にすることでネットワークをより強固なものとし、今後の継続的な発展及び経営基盤の安定を図ってまいります。

③ 基幹システムの強化

当社は、加盟店と一気通貫で案件の一括管理ができるシステム『Mover』を開発、運用しております。

事業の継続的な発展及び経営基盤の安定化には、当システムの安定稼働の他、お客様や加盟店、当社のオペレーターの利便性を高めるための機能の拡充や増強が不可欠であると考えております。

『暮らしのお困りごと』をより効率的に、もれなく受注・解決するためのインフラを目指し、十分な施策を講じられるよう優秀な人材の確保に努めるとともに、蓄積されたノウハウを活用し、ユーザーニーズに即したシステムの開発、運用を進めてまいります。

④ お客様満足度の向上

当社は、お客様に「お困りごと」が発生したときに少しでも早く安心していただくため、日々現場からのニーズを当社サービスプラットフォームとシステムに反映するとともに、加盟店のサービス水準のさらなる向上に努めております。その結果、クレーム率は約0.2~0.4%と極めて低値にて推移しております。引き続きお客様満足のためにサービス向上に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが今後さらなる事業拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために当社グループは、内部統制グループを中心に、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、各種業務の標準化と効率化を図ってまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保及び当社グループの成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。優秀な人材を確保するため、継続的な採用活動を通じて、当社グループの企業理念、風土に合った人材の登用を進めてまいります。また、組織体制を強化していくため、教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行ってまいります。

⑦ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイト『生活110番』及びバーティカルメディアサイトは、WEB上で運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保・拡充に努めてまいります。

⑧ 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度末においてのれん及び無形固定資産等の減損損失を計上した結果、営業損失及び当期損失を計上したこと、またそれに伴う自己資本比率（親会社所有者帰属持分比率）の低下等の状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在しておりました。

このような状況を解消するため、当社グループは、中期の事業計画及び資金計画を策定し、財務状況の安定化に向け、売上収益の増加及び広告宣伝費率の適正化を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度において、営業利益401,531千円、当期利益472,680千円を計上し、当連結会計年度末において、自己資本比率（親会社所有者帰属持分比率）は28.76%となりました。また、翌連結会計年度以降も引き続き黒字を見込んでおり、自己資本比率（親会社所有者帰属持分比率）もさらに良化することを見込んでおります。

資金面についても、当連結会計年度末日において、957,646千円の現金及び現金同等物を保有しており、当面の事業資金を確保していることから当社グループの資金繰りに重要な懸念はありません。

これらの状況から、当連結会計年度末日においては、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象及び状況は存在していないと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況

当社の子会社は、当社出資比率が100%であるRedspot株式会社であり、事業内容はWebサイトの運用であります。

上記以外に連結子会社が1社ございますが、企業に及ぼす影響度が僅少であり、かつ全体としても重要性がないため記載を省略しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

『暮らしのお困りごと』事業

暮らしのお困りごと(一般家庭で生じる生活トラブル関連サービス)を対象としたWEBサービス

(8) 主要な事業所 (2022年9月30日現在)

本社 愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F

(9) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

当社グループの合計従業員数は、164名(パートタイマー50名を除く)であります。

(10) 主要な借入先 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	245,000
株式会社滋賀銀行	129,962

(注) 借入額には、下記社債が含まれております。

株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定の無担保社債240,000千円

株式会社滋賀銀行保証付及び適格機関投資家限定の無担保社債120,000千円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項(2022年9月30日現在)

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 21,610,008株 (自己株式219,592株を除く) |
| ③ 株主数 | 7,863名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
綿引 一	2,142,600株	9.91%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	756,600株	3.50%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	700,000株	3.23%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC)	659,541株	3.05%
東京短資株式会社	650,000株	3.00%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	491,259株	2.27%
株式会社SBI証券	486,160株	2.24%
吉岡 裕之	450,000株	2.08%
立花証券株式会社	407,600株	1.88%
J P モルガン証券株式会社	366,600株	1.69%

(注) 持株比率は、自己株式(219,592株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sharing-tech.co.jp/>)に掲載しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

(2022年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 CEO	森 吉 寛 裕	経営全般
取 締 役	植 田 栄 作	Web事業部長
取 締 役	片 山 善 隆	ソリューション事業部長兼コネクト事業部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	原 田 千 秋	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	浅 井 啓 雄	浅井啓雄公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社カルテットコミュニケーションズ 社外 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	善 利 友 一	弁護士法人Zenos 代表社員 株式会社オールハーツ・カンパニー 社外監査役 株式会社M&A DX 社外監査役

- (注) 1. 取締役の浅井啓雄氏及び善利友一氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部監査担当を通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、浅井啓雄氏及び善利友一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役(監査等委員)の浅井啓雄氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を 除く)	64,000	58,000	6,000	3
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く)	3,600	3,600	－	1
監査等委員である社外取締役	4,800	4,800	－	2

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員を除く)は3名(うち社外取締役は0名)、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は2名)であります。
2. 当社では役員の報酬等に関して、2019年12月19日開催の株主総会の決議により、それぞれ取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内とする旨が定められております。なお、2019年12月19日開催の定時株主総会終了時点の取締役(監査等委員を除く)は3名(うち社外取締役は0名)、取締役(監査等委員)は3名(うち社外取締役は3名)であります。
3. 当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬と定めており、固定報酬は月額払い、業績連動報酬を支給する場合には、年に1回一定の時期に支払うものとしております。業績連動報酬は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため売上高、営業利益を軸とした業績を反映した金銭報酬とすることとしております。これらの報酬の水準、支給割合は、経営環境、他社の報酬水準や、従業員の処遇水準などを踏まえ、報酬諮問委員会で検討・審議を行い、上記報酬限度額内において、この答申を尊重し取締役会にて決定することとしております。なお、当事業年度の売上高、営業利益の実績は事業報告「1. (1)事業の経過及び成果」に記載のとおりです。
監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみと定めており、月額で支給しております。その報酬水準は、上記報酬限度額内において、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。
4. 当社では上記報酬の枠組み以外に、取締役に対してストックオプションを発行しており、これに係る費用を当事業年度中に計上しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は、当社の会社法上の取締役であり、被保険者は、保険料を負担しておりません。被保険者が業務遂行に起因として負担することになる損害賠償金、訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

⑤ 社外役員に関する事項

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sharing-tech.co.jp/>)に掲載しております。

(4) 会計監査人の状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sharing-tech.co.jp/>)に掲載しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sharing-tech.co.jp/>)に掲載しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に財務体質の強化及び事業の拡大を経営上の重要課題として認識しております。

当社は未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中に記載の金額等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,702,997	流動負債	1,465,678
現金及び預金	954,223	1年内返済予定の長期借入金	161,585
売掛金	544,544	1年内償還予定の社債	455,000
商品	3,164	未払金	479,494
前払費用	68,245	未払費用	70,269
未収入金	1,438	未払法人税等	58,385
その他	134,359	未払消費税等	65,113
貸倒引当金	△2,980	賞与引当金	60,909
固定資産	528,277	役員賞与引当金	6,000
有形固定資産	35,378	資産除去債務	26,000
建物附属設備(純額)	6,409	その他	82,920
工具、器具及び備品(純額)	22,553	固定負債	95,000
車両運搬費(純額)	6,415	社債	62,500
無形固定資産	170,177	資産除去債務	32,500
ソフトウェア	154,545	負債合計	1,560,678
その他	15,632	純資産の部	
投資その他の資産	322,721	株主資本	662,784
関係会社株式	1,000	資本金	1,309,168
破産更生債権等	39,691	資本剰余金	1,274,168
長期前払費用	5,992	資本準備金	1,274,168
繰延税金資産	128,088	利益剰余金	△1,630,188
差入保証金	180,110	その他利益剰余金	△1,630,188
その他	30	繰越利益剰余金	△1,630,188
貸倒引当金	△32,191	自己株式	△290,364
		新株予約権	7,811
		純資産合計	670,595
資産合計	2,231,274	負債・純資産合計	2,231,274

損益計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,421,132
売上原価	172,369
売上総利益	4,248,762
販売費及び一般管理費	3,831,514
営業利益	417,247
営業外収益	12,407
受取利息及び受取配当金	8
償却債権取立益	1,975
雑収入	10,423
営業外費用	10,299
支払利息	2,909
社債利息	1,638
雑損失	5,751
経常利益	419,356
特別利益	4,700
固定資産売却益	4,700
特別損失	15,468
固定資産除却損	198
関係会社株式評価損	15,269
税引前当期純利益	408,588
法人税、住民税及び事業税	51,093
法人税等調整額	△123,701
当期純利益	481,195

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月24日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新家徳子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加藤浩幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月24日

シェアリングテクノロジー株式会社 監査等委員会

監査等委員	原 田 千 秋	㊟
監査等委員(社外)	浅 井 啓 雄	㊟
監査等委員(社外)	善 利 友 一	㊟

以 上

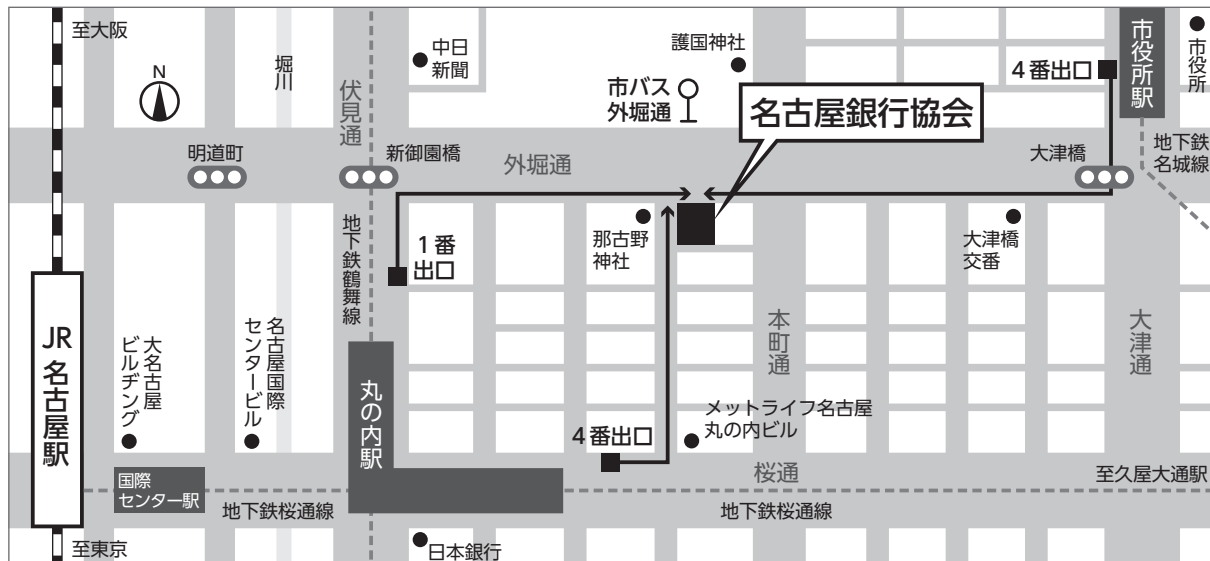
株主総会会場 ご案内図



名古屋銀行協会 2階 201号室

所在地 名古屋市中区丸の内
二丁目4番2号

TEL 052-231-7851 (代表)



周辺アクセス

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

地下鉄でご来場の方

- 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩 約6分
- 鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩 約6分
- 名城線「市役所駅」4番出口より徒歩 約8分

市営バスでご来場の方

- 名古屋駅（8番のりば）幹名駅1系統・名駅14系統
「外堀通」バス停下車すぐ

シェアリングテクノロジー株式会社

〒450-6319 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F
TEL 052-414-5919

